

○総務省告示第二百六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和四年六月二十八日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後	変更前											
<p>【第1～3 略】</p> <p>第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数</p> <table border="1" data-bbox="997 185 1276 1070"> <tr><td>1805MHzを超え1845MHz以下</td></tr> <tr><td>1860MHzを超え1880MHz以下 (注)</td></tr> <tr><td>2330MHzを超え2370MHz以下</td></tr> <tr><td>3400MHzを超え3480MHz以下</td></tr> <tr><td>【略】</td></tr> </table> <p>注 平成17年総務省告示第883号 (1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に関する指針を定める件) 第2項第2号(二)に掲げる区域に係るものを除く。</p>	1805MHzを超え1845MHz以下	1860MHzを超え1880MHz以下 (注)	2330MHzを超え2370MHz以下	3400MHzを超え3480MHz以下	【略】	<p>【第1～3 同左】</p> <p>第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数</p> <table border="1" data-bbox="997 1142 1276 2027"> <tr><td>99MHzを超え108MHz以下</td></tr> <tr><td>773MHzを超え803MHz以下</td></tr> <tr><td>945MHzを超え960MHz以下</td></tr> <tr><td>1805MHzを超え1845MHz以下</td></tr> <tr><td>3400MHzを超え3480MHz以下</td></tr> <tr><td>【同左】</td></tr> </table> <p>【新設】</p>	99MHzを超え108MHz以下	773MHzを超え803MHz以下	945MHzを超え960MHz以下	1805MHzを超え1845MHz以下	3400MHzを超え3480MHz以下	【同左】
1805MHzを超え1845MHz以下												
1860MHzを超え1880MHz以下 (注)												
2330MHzを超え2370MHz以下												
3400MHzを超え3480MHz以下												
【略】												
99MHzを超え108MHz以下												
773MHzを超え803MHz以下												
945MHzを超え960MHz以下												
1805MHzを超え1845MHz以下												
3400MHzを超え3480MHz以下												
【同左】												
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>												